

新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事録（第24回）

日時

令和3年1月18日（月） 10時00分～10時10分

場所

全員協議会室

報告案件

- ・新型コロナウイルス感染症に係る職員の休暇取得（自宅待機）基準について

出席者

副本部長 山本副市長

本部長 総合政策部長、危機管理監、草津未来研究所・経営戦略担当理事
総務部長、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、
子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、
上下水道部長、
議会事務局長、教育委員会教育部長、教育委員会学校教育担当副部長

協議内容

【副市長】

議事を始めます。

【危機管理監】

「新型コロナウイルス感染症に係る職員の休暇取得（自宅待機）基準について」
について、今朝の幹部会決定事項として、前回の本部会議から変更されたこと
と、また、その他伝達事項について、報告を行う。

議事

○報告事項

- ・新型コロナウイルス感染症に係る職員の休暇取得（自宅待機）基準について

【総合政策部長】

1月15日に本市市議会議員が新型コロナウイルス感染症の陽性が判明され、その行動履歴を確認していると市長も15日に30分程度会われ、話をされており、また、辻川副市長も13日に15分程度会われていることが判明した。また監査委員についても15日に当該市議会議員から説明を受けている。保健所からは、市長・副市長・監査委員は濃厚接触者にあたらないが念のため、PCR検査を受けた方がいいと言われ、それぞれPCR検査を受けられた。(PCR検査の結果は3人とも陰性)

保健所等の見解では接触をしてからの発症日は、接触日から5～6日ということであったので、1日分の余裕を見て、7日間の自宅待機を基準として設けたい。

「新型コロナウイルス感染症に係る職員の休暇取得（自宅待機）基準」について、勤務先、就学先（学校・園等）で陽性者が発生、保健所から濃厚接触者として指定されなかった場合、就業制限は原則ないが、例外として、保健所から濃厚接触者として指定を受けなかったが、保健所の指導により、PCR検査を受けた場合は、陽性者との最終接触日の翌日から7日間の自宅待機とすることにする。

【危機管理監】

何か質問は？

【都市計画部長】

陽性が判明した日の何日前からの行動履歴を調査されるのか？

【総合政策部長】

保健所は2日前からの行動履歴を調査される。

【都市計画部長】

接触履歴は感染された方の自己申告に基づいて調査されるのか？

【副市長】

今回、市議会議員のケースについては、把握している面談記録を保健所に報告し、本人の自己申告と整合していた場合は、その記録をもとに接触履歴は追える。もしもそれ以外で当該市議会議員との接触が心配な方は、その本人が保健所に相談し、判断を仰ぐものとする。

【議会事務局長】

市議会議員に限らず、保健所の感染された方の濃厚接触者の指定については、原則自己申告によるものとなっている。

【副市長】

付け加えると、当該市議会議員は15日に発症確認ができていますので、議会事務局の方で、行動履歴は12日までは遡っている。遡った状態で保健所等から連絡が来

ていないものについては、接触をしていないと解釈をして差し支えない。
また、「新型コロナウイルス感染症に係る職員の休暇取得（自宅待機）基準」については、随時、状況の変化に応じて見直す箇所があれば職員課に相談をし、適宜対応していく。

【議会事務局長】

市議会の状況については、当該市議会議員との濃厚接触者は1人、念のため検査を受けたほうがいいと判断されている者が2人の合計3名がPCR検査を受けている。（PCR検査の結果は3人とも陰性）新たな感染者が出た場合は、その方の行動履歴を調査し、対応することになる。

・その他

【危機管理監】

情報提供として、マスクの性能比較の記事がインターネットにでていた。飛沫対策の参考としてほしい。

以上